

たばこを持つ手は、

子ども目高さ。



区

NO

街を汚すだけでなく、火災のおそれも増えている。

NO

り、ごみ箱に捨てていない。

NO

マナーから、
ルールへ。
そしてマナーへ

安全な快適な生活環境を守るために。

千代田区生活環境条例

やめましょう!

◎ 路上喫煙 ◎ 視界妨害のポイ捨て ◎ 習字等のポイ捨て ◎ 路上放置物

その他、条例や罰法違反、苦情、罰金を支払うことになっていたり。＊条例に載っていない項目には罰則が定められていない。

千代田区 TEL 03-3264-2111 <http://www.kojisyu.com>

マナーから、ルールへ。そしてマナーへ 安全で快適な生活環境のために 千代田区生活環境条例にご協力ください。

路上喫煙や吸い殻・空き缶などのポイ捨てなどを禁止する「生活環境条例」が平成14年10月1日から施行されています。

条例の違反者に対し罰則が適用されます。

「生活環境条例」が平成14年10月にスタートしました。条例施行後の指導やPRの効果もあり、路上での喫煙者や吸い殻のポイ捨てなどが確実に減ってきています。

このことは、区民をはじめ千代田区で働き、学び、集う多くの方々がこの条例に基づく新たなルールを守っていただいている結果だと考えています。

条例による規制について具体的に次の表の通りです。

▼条例による規制の内容

※過料は当面2,000円です。※改善命令に違反した場合は、氏名住所等の公表、告発、罰金(5万円以下)となります。

区域	禁止される事項	違反した場合
環境美化・浄化推進モデル地区	・空き缶・吸い殻等のポイ捨て ・置き看板等の放置・落書き	過料*(2万円以下) 改善命令*
路上禁煙地区	・道路での喫煙 ・吸い殻等のポイ捨て	過料*(2万円以下)
違法駐車等防止重点地区	・違法駐車	警察による取り締まり

区内の道路、公園などの公共の場所で、空き缶や吸い殻のポイ捨ては禁止されています。また、指定地区でなくても公共の場所での歩きタバコはしないよう努めなければならない義務があります。

条例違反者に過料を科す際には、必ず区職員が行います。

区職員は巡回パトロール時には、

- ①千代田区役所である旨を告げます。
- ②職員証を携帯しています。
- ③指導員証を提示します。

過料は納付書または、直接その場でお支払いいただけます。

区内には、次のような標示を行っています。



千代田区生活環境条例 指定地区別マップ



2002年10月1일부터 치오다구 생활환경 조례가 시행됩니다.

·노상 흡연 금지 ·길거리에 담배꽂초 버리기 금지 ·길거리에 빈 강릉 버리기 금지
그밖에 불법간판, 불법 광고지, 낙서, 불법주차 등에 대한 단속이 엄격해집니다 ※ 지정된 구역내에서 이를 위반한 사람에게는 벌칙이 가해됩니다.

2002年10月1日 千代田区 开始实施生活环境管理条例。

·禁止在街道上吸烟 ·禁止乱扔烟蒂 ·禁止乱扔易拉空罐
其他, 有关在区内乱立广告牌及违法传单, 胡乱涂画, 违法停车等行为将受到严厉取缔。·对在指定区域内违反规定的人, 制定有相关的惩罚条例

Public environmental regulations take effect in Chiyoda City from 1 October 2002.

These include: ·a ban on smoking in the street ·a ban on cigarette butt littering ·a ban on empty drink can littering
The following will also be more strictly regulated: signboard, illegal handbills, graffiti, and illegal parking. *Anyone committing an offence within designated areas will be fined.